

## 特別委員（紙）名簿

立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
湯本 啓市	経済産業省製造産業局素材産業課長
上河 潔	日本製紙連合会 常務理事
深津 学治	グリーン購入ネットワーク（GPN） 事務局長
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

〔 紙の調達基準の検討において参加する委員。 〕

## 第 18 回 調達ワーキンググループ (WG) (12月15日)

## 紙の調達基準の検討 概要

## (古紙の利用について)

- ・古紙利用を優先し、ロンドン大会に倣って、塗工紙は古紙 75%以上、非塗工紙は古紙 100%としてはどうか。
- ・古紙を優先的に使うという方針は良いが、具体的に数値を示すことについては疑問があり、古紙以外の部分について持続可能性が確認できた原材料を使うという形にすればよいと思う。

## (持続可能性面の課題について)

- ・特に注意すべき点として、合法性、森林減少問題(気候変動、生物多様性)、泥炭地開発(気候変動)、搾取問題(土地権、労働権の侵害)、社会紛争(紛争・苦情への対処)、追跡可能性、企業レベルでの評価の導入を提案したい。

## (認証制度の活用について)

- ・認証の監査はスナップショットのサンプルチェックなので、不完全性を前提として利用すべき。
- ・紙ではクレジット方式で非認証材を混ぜるので、利用可能な非認証材の基準レベルを評価すべき。
- ・違法伐採材を扱ったとされるオーストリアの企業や泥炭地管理の規制に違反したとされるインドネシアの企業に対して、FSC と PEFC で対応が異なる例がある。
- ・PEFC が採用する ISO 方式では、他に干渉してはいけないというルールがあり、認証で問題があった時に PEFC がスキームオーナーとして認証を無効にするということはやってはいけないことになっている。なお、オーストリアの件については NGO が主張しているようなことはなく、インドネシアの件についても現在調査中と理解している。
- ・FSC では世界の森林減少をいかに抑えていくのかというパフォーマンスを出すという考えで制度設計しており、スキームオーナーであるが、オーストリアの例のような disassociation の対応をしている。一方で、FSC に戻るためにはどのようなプロセスを踏まなければいけないのかということも同時並行で話し合っている。
- ・WWF インドネシアも IFCC に対して大いなる懸念を表明している。こういったステークホルダーの間で意見が異なるようなリスクの高いものを東京大会に入れてよいのかと思う。
- ・FSC も PEFC も非常に一生懸命に取り組んでおり、持続可能性を確認する手法として森林認証を活用することは非常に有効だと思っている。過去のロンドン大会・リオ大会でも FSC、PEFC はどちらも認められていたので、同様の扱いにすべき。
- ・製紙連合会の場合は森林認証だけでなく、それ以外にも情報を収集して確認している。クリーンウッド法が成立し、製紙業界独自のマニュアルに基づく確認を進めているが、森林認証以外にも現地の情報をサプライヤーから入手したり、必要に応じて現地確認を行うこともやりながら総合的に判断するので、そういった手法も認めていただければと思う。

- ・ 認証が何を担保して、何を担保していないのかというところをしっかりと見る必要があると思う。
- ・ 意見が異なっているというものについては、苦情処理を使うという必要はなく、調達の入口の段階でそれをチェックする仕組みが必要なのではないか。事業体自体を見るということを本当にしなくてもよいのかということが気になる。
- ・ 認証紙については、現実の市場ではほとんど価格差なく流通しており、認証を使ったからといってそれほど価格が高くなるといったことはない。

(認証がない場合の対応について)

- ・ 認証林由来でない国内材料であっても、FSCやPEFCの森林認証紙を作る過程で管理木材としてきちんと確認をしているので、それによって持続可能性を担保できると考えている。それ以外にもデューディリジェンスについては国内材でもしっかりやっているのだから、そちらで見てもらえればよいと思う。

(パルプ原料について)

- ・ 間伐材や木材以外の資源を使った未利用材も原材料も対象に加えてはどうかと思う。
- ・ 竹を使ったパルプで紙を作っているものも加えてもらえればと思う。
- ・ 未利用材でも持続可能性は検討するべきではないか。

(品質面での環境配慮について)

- ・ 品質に関する環境配慮について、用途によっては白色度がかなり高くないことも盛り込んでもらえたらと思う。

(対象範囲について)

- ・ 包装紙や紙袋も対象に加えていただきたいと思う。
- ・ 和紙を排除するような基準にならないようお願いしたい。
- ・ ポスターなど、事前に使われる紙に関してもなるべく今回の基準に盛り込まれる形で対応していただきたい。

## 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)について

林野庁木材利用課  
平成30年2月

### クリーンウッド法制定の経緯

#### OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

#### OH18(2006) 木材・木材製品の 合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進  
に関する法律(クリーンウッド法)

#### ○欧米における法律の制定

- (米)レイシー法(2008)
- (欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
- (豪)違法伐採禁止法(2014)

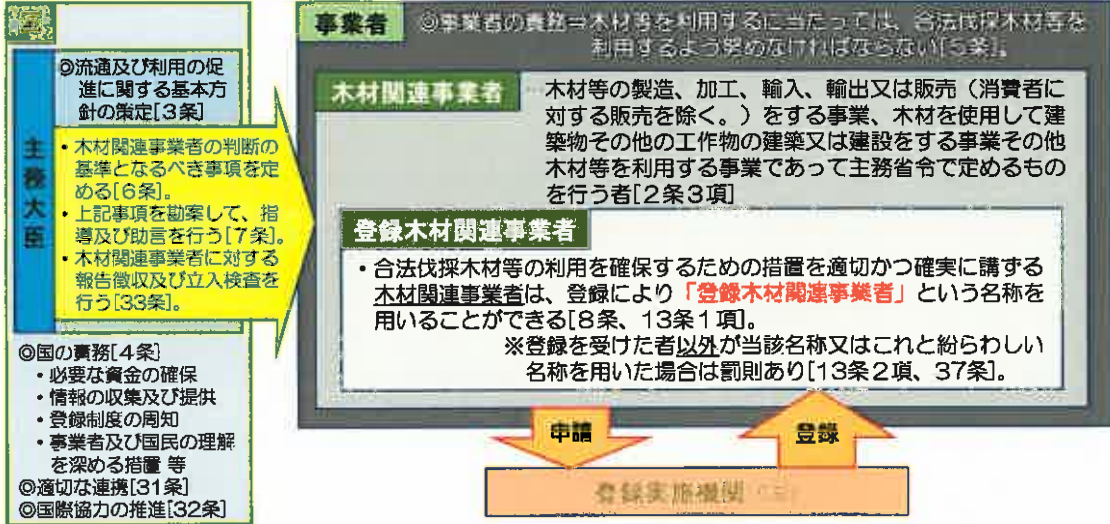
EUは日本に対し、違法伐採対策の  
法制化を働きかけ

#### OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

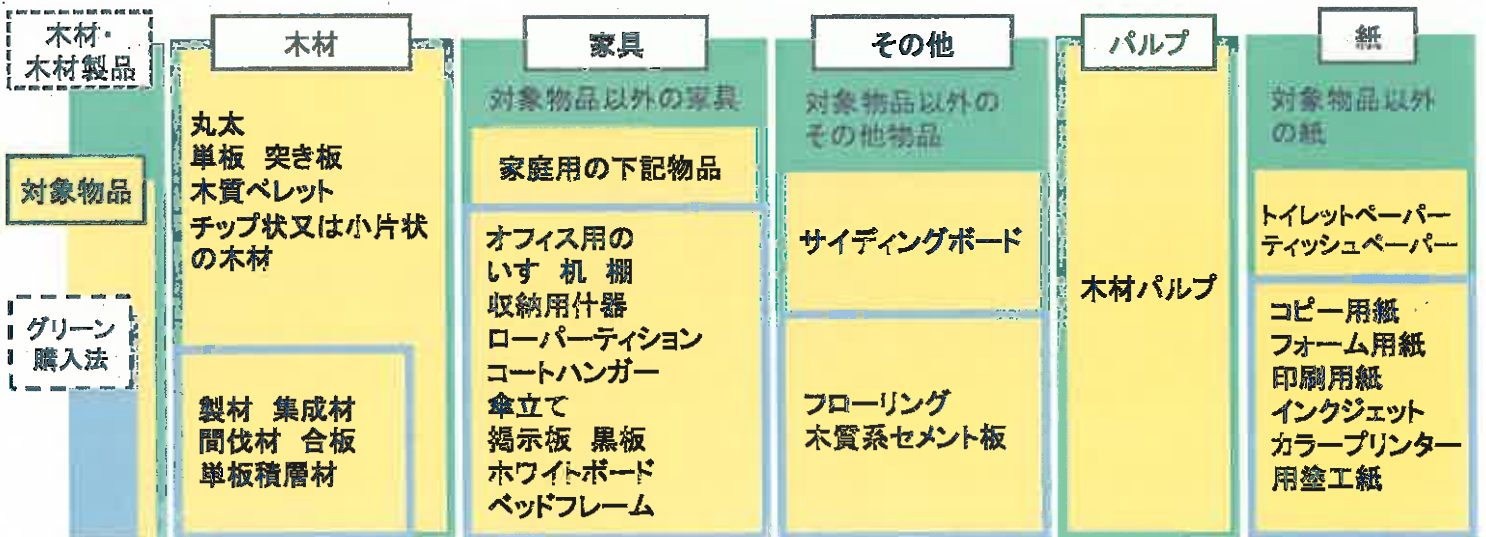
# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）

- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
  - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]



※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

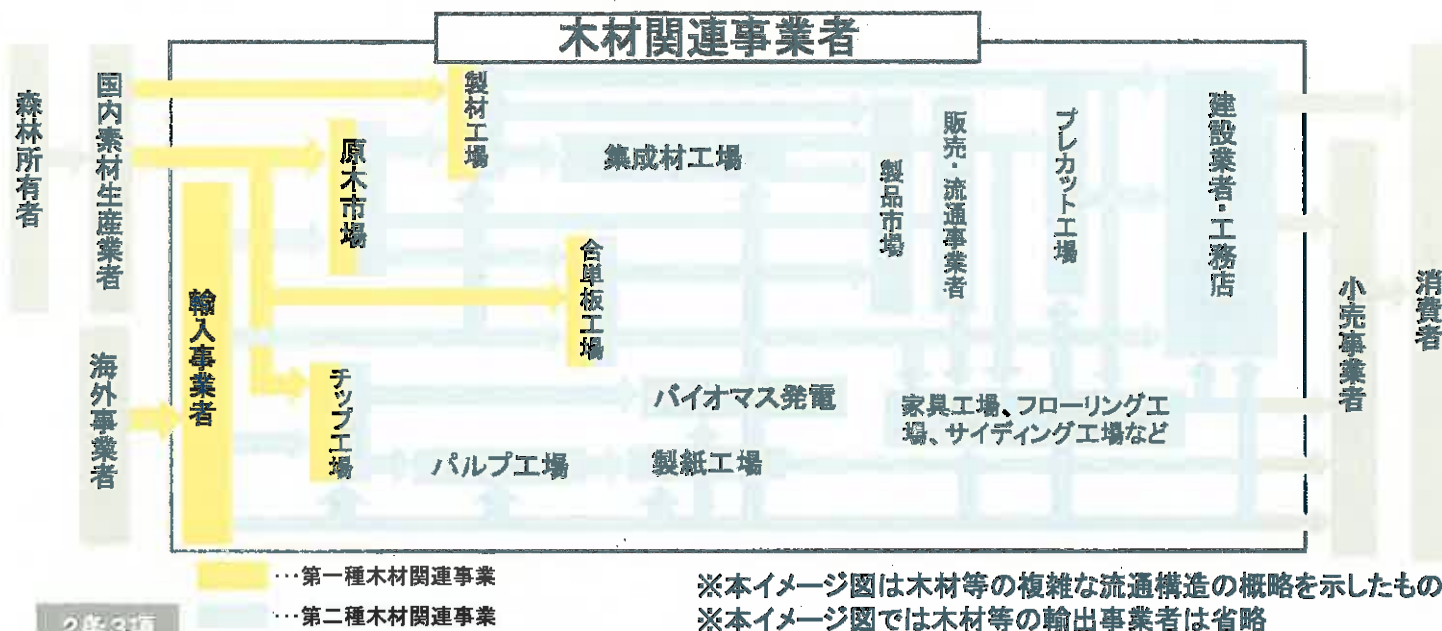
## 対象物品【2条1項関係】



### 2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

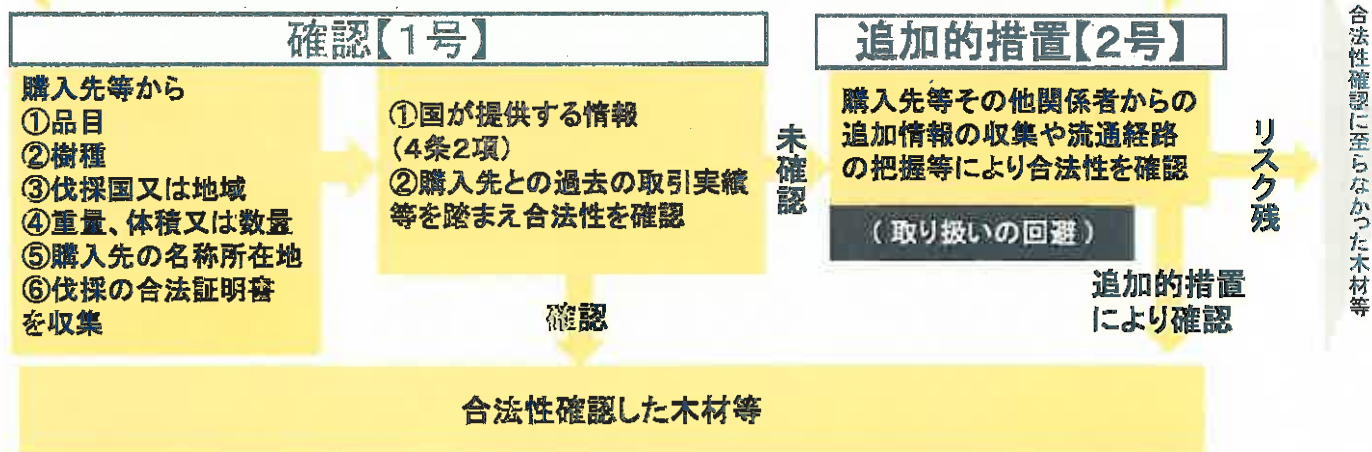
## 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



2条3項 この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であつて主務省令で定めるものを行う者をいう。

## 合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

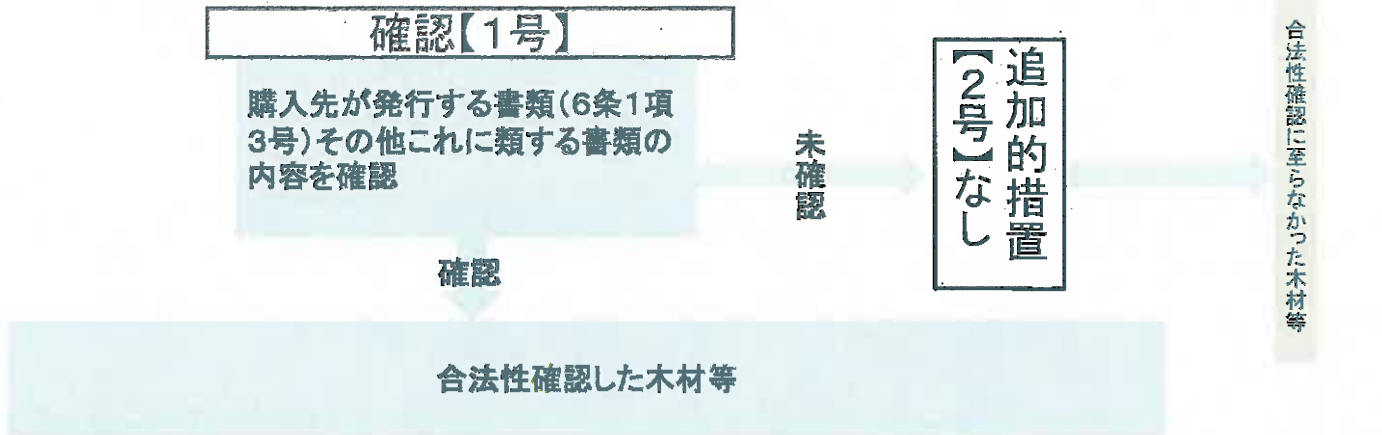
合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施



6条1項 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



**6条1項**  
 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。  
 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項  
 二 前身の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

## 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

□ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

合法伐採木材等に関する情報提供  
**クリーンウッド・ナビ**  
 CLEAN WOOD

本サイトの目的等  
 クリーンウッド法の概要  
 国別情報  
 その他の情報  
 登録実地確認  
 English Page(Under Construction)

4. 参考資料  
 (1) クリーンウッド法関連  
 ● 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行(PDF:274KB) [▶](#)  
 木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容及び主務省が取りまとめたQ&A  
 ● 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(PDF:187KB) [▶](#)  
 木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A  
 ● 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイド(PDF:299KB) [▶](#) (外部リンク) [▶](#)  
 木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。平成29年(2017年)5月に、経済産業省が公表しています。

## 登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

8

平成29年

## これまでのスケジュール

5月1日(月)  
施行規則公布

5月20日(土)  
法律及び施行規則施行

5月23日(火)  
基本方針及び合法性判断基準省令公布・施行

10月17日(火)  
登録実施機関(5機関)の国への登録(10月27日公表)

11月から  
登録実施機関の業務開始  
登録実施機関への木材関連事業者の登録申請開始

9



## 紙の調達基準の検討のポイント（たたき台）

## ■ 対象として考えられる紙は以下のとおり。

ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、ノート、封筒、名刺、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙コップ、ライセンス商品の外箱

※間伐材や竹・アシ等のパルプを使用している紙や和紙が使用される場合を含む。

## ■ 持続可能性の観点から、重要と考えられる点は以下のとおり。

## (1) 古紙パルプを最大限使用していること。

※紙の用途に応じて支障を来さない範囲であることが必要。

※配合率を製品カタログや納品書等で確認できることが必要。

## (2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）の原料（※）については以下に対応していること。

※間伐材、竹・アシ等の非木材、和紙用のこうぞ・みつまた等を含む。（製材端材や建設廃材、林地残材、病虫害・災害による被害木、廃植物繊維は除く。）

## ① 伐採・採取に当たって、生産国又は地域における森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること

## 【具体的な内容】

・当該生産国・地域の法令に基づいて、伐採・採取に必要な許可の取得や届出等の手続きがとられている

## ② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林その他の採取地に由来すること

## 【具体的な内容】

・対象森林や採取地について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営している

③伐採・採取に当たって、生態系の保全、天然林及び泥炭地の適切な開発・管理に配慮されていること

【具体的な内容】

- ・希少動植物がいる場合にはその保全を考慮した作業等を行っている
- ・天然林または泥炭地における伐採を伴う場合は必要な許可を受けた上で環境負荷を低減するための措置を講じている

④伐採・採取に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること

【具体的な内容】

- ・先住民族等に対して事前に情報提供し、意見を述べる機会を確保している

⑤伐採・採取に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

【具体的な内容】

- ・伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させている

■ 認証制度（FSC、PEFC/SGEC）についての整理は別紙のとおり。

■ 認証紙以外を使用する場合については、別に定める方法によって、事業者が要件についての確認を実施することが考えられる。

■ 紙の品質面に係る環境配慮として考えられるものは以下のとおり。

- ・白色度が過度に高くないこと
- ・塗工量が過度に多くないこと
- ・再生利用を困難にする加工がなされていないこと。

※紙の用途に応じて支障を来さない範囲であることが必要。

#### ■ クリーンウッド法に関する対応

クリーンウッド法については、合法木材の普及を通じて、違法伐採木材の流入を抑止するという趣旨の法律であり、各段階の事業者が取るべき合法性確認の方法を示しつつ、合法性確認に取り組む事業者を登録という形で評価する、という制度。

木材関連事業者の対応もこれから、という段階であることを踏まえて、登録事業者となることを推奨することとしてはどうか。

#### ■ 企業グループに対する評価について

企業全体に対して厳しい要件を設けた上で、（認証等による個別製品に関する確認に上乘せして）その確認を義務付けることは、確認の手間が大幅に増加するため困難ではないか。

項目	FSC		PEFC	
	FM認証	管理木材 (以下の木材カテゴリーに属さない、またはその可能性が低いと確認された木材)	FM認証	管理木材 (以下の「問題のある出処」に由来するものでない検証がなされた木材)
合法性	Principle:1 法律の遵守 1.1 組織の合法性 1.2 管理区画の証明 1.3 合法的な権利の所有 1.4 違法行為等への対策 1.5 丸太の輸送と取引に関する合法性 1.7 汚職への不介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法に伐採された木材</li> </ul>	5.7 基準7: 法的要求の遵守 5.7.1 各種法律の遵守 5.7.2 違法行為等の無認可行為からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林に関わる行為で、条例、国法、国際法を遵守しない林業活動(特に重要な分野は以下に再掲)</li> <li>・伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を遵守しないもの</li> </ul>
計画性	Principle :5 森林のもたらす便益 5.5 計画書等で長期の継続性への確約を示す Principle :7 管理計画 Principle :8 モニタリングと評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法(管理計画や伐採計画に関する法的要求への違反を含む)に伐採された木材</li> </ul>	5.1 基準1: 森林資源の維持及び適切な増進とグローバルなカーボンサイクルへの貢献 5.1.4 管理計画等を作成し、定期的に更新を行う。 5.3 基準3: 森林の生産機能の維持及び促進 5.3.1 計画は持続可能な方法で生産できる能力を維持することを旨としたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林に関わる行為で、条例、国法、国際法(森林計画に関する法令を含む)を遵守しない林業活動</li> </ul>
生態系保全に係る配慮	Principle:6 環境価値とその価値への影響 6.1 管理区画内外の環境価値の評価 6.4 管理区画の希少種、危急種の保護 6.5 代表的な自然生態系見本地域の保護 Principle:9 高い保護価値(HCV) 9.1 HCVの評価記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い保護価値を有し、その価値が施業活動によって脅かされている森林で伐採された木材</li> </ul>	5.4 基準4: 森林生態系における生物多様性の維持、保全、及び適切な増進 5.4.1 生態系、種及び遺伝子レベルにおける多様性を旨とする。 5.4.2 環境保護上重要な森林区域の維持、保存、増進を旨とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全、および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採</li> <li>・保護の対象となっている種や絶滅危惧種に関して、条例、国法、国際法を遵守しない林業活動</li> </ul>
天然林開発に係る配慮	Principle:6 環境価値とその価値への影響 6.5 代表的な自然生態系見本地域の保護 6.9 天然林の人工林等への土地転換の禁止 Principle:9 高い保護価値(HCV) 9.1 HCVの評価記録 Principle	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然林の転換を目的とした伐採によって撤出された木材</li> </ul>	5.1 基準1: 森林資源の維持及び適切な増進とグローバルなカーボンサイクルへの貢献 5.1.11 一次林の森林プランテーションへの土地転用 5.4 基準4: 森林生態系における生物多様性の維持、保全、及び適切な増進 5.4.2 環境保護上重要な森林区域の維持、保存、増進を旨とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換</li> </ul>

<p>泥炭地管理に係る配慮</p>	<p>Principle:5 森林のもたらす便益 5.1 管理区画に存在する多様な資源や生態系サービスを特定し管理すること。</p>	<p>・違法(泥炭地管理に関する法的要求への違反を含む)に伐採された木材 ・高い保護価値を有し、その価値が施業活動によって脅かされている森林で伐採された木材</p>	<p>5.4 基準4:森林生態系における生物多様性の維持、保全、及び適切な増進 5.4.2 環境保護上重要な森林区域の維持、保存、増進を目指す。</p>	<p>・森林に関わる行為で、条例、国法、国際法(泥炭地に関する法令を含む)を遵守しない林業活動 ・環境的および文化的な価値が高いとして指定を受けた区域における施業</p>
<p>先住民等の権利に係る配慮</p>	<p>Principle :3 先住民の権利 3.1 先住民を特定し、その関与の下、管理区画内での権利及び義務の特定を行う。 3.2 先住民が、権利保護のために、森林管理に優先して持つ権利の認識・支持 Principle :4 地域社会との関係 4.1 地域社会を特定し、その関与の下、管理区画内での権利及び義務の特定を行う。 4.2 地域社会が、権利保護のために、森林管理に優先して持つ権利の認識・支持 4.5 管理活動が地域に与える社会・環境・経済的な悪影響の特定・回避・低減 4.6 苦情を解決し、公正な補償を行う仕組みの保持</p>	<p>・伝統的権利、人権を侵害して伐採された木材</p>	<p>5.6 基準6:その他の社会経済的な機能と条件の維持 5.6.3 林地に関する法的・慣習的・伝統的諸権利を明確化し認識・尊重する。 5.6.4 ILO条約169号及び先住民の権利に関する国際連合宣言に記述された、法的・慣習的・伝統的諸権利を認めたくえで実行する。 5.6.6 特定の歴史的、文化的、心霊的重要性が認められた重要な場所の保護、管理</p>	<p>先住民の財産・土地保有権・土地使用权、第三者の財産・土地保有権・土地使用权に関して、条例、国法、国際法を遵守しない林業活動</p>
<p>労働安全対策</p>	<p>Principle:2 労働者の権利と労働環境 2.3 労働安全衛生上の危険から労働者を守るために安全衛生活動の実施 2.5 施業内容に応じた教育訓練</p>	<p>・違法(安全衛生に関する法的要求への違反を含む)に伐採された木材</p>	<p>5.6 基準6:その他の社会経済的な機能と条件の維持 5.6.11 健康や事故にかかわるリスクを確認し、作業者をリスクから保護する手段がとられること。 5.6.12 安全な作業に関する指導や訓練の提供。</p>	<p>・林業従事者の健康と労働問題に関して、条例、国法、国際法を遵守しない林業活動</p>

※認証のスキームオーナーからのヒアリングその他一般公表情報を基に事務局作成



## 2020東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会説明資料

2018年2月

一般社団法人 緑の循環認証会議 (SGEC/PEFC-Japan)  
特定非営利活動法人PEFCアジアプロモーションズ

2017年12月15日の第18回「持続可能な調達ワーキンググループ」におけるヒアリング対象者からの発表及び委員からの御意見について、PEFCの見解をお示します。

1

1: インドネシアの認証制度(IFCC)は、林地転用問題に関する認証規格が不十分であり、森林減少の問題を引き起こしているのではないかと懸念されています。

回答要旨: いいえ、IFCCには林地転用に関する明確な関連規定があります。

- 1 IFCCの森林管理(FM)認証規格では、天然林から人工林への転換を含む林地の他用途への転換について、次の要件を満たすことを要求しています。
- 転換は、国の法令及び土地利用計画に準拠するもので認可を受けたもの。
  - 転換が、森林関連インフラの建設あるいは地域コミュニティの生計・福祉の為に必要なものであり、社会・経済・環境面での便益に長期にわたる貢献をもたらすもの。
  - 転換が、保護区域や、環境面・社会面で重要なビオトープ内で行われるものではないこと。
  - 森林管理ユニット内の転換総面積は、当該ユニットの総森林面積の5%を超えないこと

2

2: インドネシアの認証制度(IFCC)では、泥炭地開発に関する認証規格が欠落しており、その保全措置がとられていないのではないか。

回答要旨: IFCCの規格では「泥炭地」は「湿地」に含まれており、その保全が要求されています。

- 1 IFCCのFM認証規格においては、関係法令を遵守することを要求しており、この関係法令には、インドネシア政府の「泥炭生態系の保護と管理」に関する政令(インドネシア国2014年政令第71号、2016年政令第57号により改正)が含まれます。
- 2 さらに、IFCCのFM認証規格においては、「湿地帯」について「生態系と水分機能の管理」及び「生物多様性の管理」の観点から、地域を特定するとともに調査・分析を行い、その保護・保全対策を講じることを要求していますが、ここでの「湿地帯」には泥炭地が含まれています。

3

3: PEFCの認証制度には、外国人・移住労働者の搾取問題に関する認証規格が欠落しているのではないか。

回答要旨: PEFCのFM認証規格では、「労働者」の用語において特に外国人、移住労働者を排除しておらず、こうした人々も「労働者」に含まれます。

また、国籍などで労働者を差別しないことを含めてILO基本条約を遵守する旨を規定しており、労働者の権利の保全に努めなければならないこととしています。

4: PEFC認証制度では、社会紛争地から生産された木材に関する認証規格が不明確ではないか。

回答要旨: いいえ。PEFCでは、FM規格とCOC規格において、この問題に関する規定が設けられております。

- 1 PEFCのFM規格においては、先住民や第三者の権利の範囲に関して紛争が発生している場合には、公正な解決のために規格が定めたプロセスに従って、解決を図ること、および、その際には、管理者は当面の措置として、該当認証地域で定められている工程、役割、責任を尊重し、森林管理に関わる意思決定に関与する機会を与えなければならないとしています。(PEFC ST 1003 5.6.4)
- 2 また、COC規格においては、すべての投入木材について、デューディリジェンス・システム(DDS)によって、「問題がある出処」からの木材調達のリスクを極小にしなければならない旨規定しており、下記などの「紛争木材」を使用してはならない旨が明確に規定されています。(PEFC ST 2002:2013)
  - ・「林業従事者の健康と労働問題」、
  - ・「先住民の財産、土地保有権、土地 使用権」、
  - ・「第三者の財産、土地保有権、土地使用権」等
 を含む森林に関わる行為で、国際条約や国内法等を遵守しないもの

5

5: PEFC認証制度には、認証CoG企業等の腐敗防止、認証外の違法行為に対する措置が欠落しているのではないか。FSCは腐敗企業、認証外の違法行為に対する絶縁措置(Disassociation)を制度として有しているが、PEFCにはこれに該当する制度がない。これは問題である。

回答要旨: PEFCは、認証機関による審査や評価への第三者の介入は、権限の集中や政治的判断を招く恐れがあるとするISOの考えに同調します。

- 1 PEFC認証制度は、公正な第三者認証制度として認められているISOの原則を取り入れ、スキームオーナー、認定機関及び認証機関の三者がそれぞれ厳格に独立した役割・機能を果たす分業の仕組みに基づいて管理運営されており、認証プロセスにおける権限の集中や偏向を防止し、それぞれ専門家である三者間の独立性を確保するために、他の役割や機能への介入を禁止しています。適格な認証審査の実施、認証の決定や解消についての責任は、認証機関が負うものであり、その決定や解消に関しては外部者が介入してはならないとしています。

6



&lt;6ページより続く&gt;

2 PEFC認証制度では、認証機関による審査を経て付与された認証を、スキームオーナーが認証の範囲外の理由で判断できるような仕組みはありません。そうした仕組みは、認証制度の恣意的な運用やプロセスの政治化につながるおそれがあると考えています。他のISO認証でも、当該認証の審査基準以外の要素で認証を判断するようなことはありません。

3 また、PEFC認証制度は、林業や関連業界に対する持続的な森林経営の価値とその便益に関する理解を世界的に啓発する使命を重要視しています。その観点から、認証範囲以外において現状にあつては必ずしも持続的森林経営をしているとは言えない場合であっても、持続的な森林経営の価値とそれがもたらす便益の理解が進む結果、森林管理者によって必要な是正措置が講じられる場合には、これを認めて認証を進め、全体としての森林管理のレベルアップを目指すこととしています。

7

6 PEFCの認証制度には、認証材に混合して利用可能な非認証材、即ち管理材の認証基準のレベルに問題があるのではないかと。管理材を合法性の基準のみで判断しているのではないかと。

回答要旨： いいえ。PEFCの管理材は、「問題のある出処」から調達された木材ではないことについて、林地転用を含め、持続可能性に関わる様々な観点からデュー・ディリジェンスを実施することが要求されています。

※ 「問題のある出処」とは、下記に当たる林業活動。

- (a) 特に下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法を遵守しないもの
  - － 生物多様性の保全および森林の他の用途への転用を含む林業の施業と伐採
  - － 環境的および文化的価値が高いとして指定を受けた区域における施業
  - － 保護の対象となっている種や絶滅危惧種 (CITES の要求事項を含む)
  - － 林業従事者の健康と労働問題
  - － 先住民の財産、土地保有権、土地使用権
  - － 第三者の財産、土地保有権、土地使用権
  - － 税や使用料の支払い
- (b) 伐採国の林業部門に関わる交易および関税に関する法令を順守しないもの
- (c) 遺伝子組み換えを受けた木の使用
- (d) 一次林の人工林への転換を含む森林の他の植生への転換

8

- 7 PEFCオーストリアのCoC企業では、違法伐採材を管理材に含めているの  
 ないか。FSCでは、当該企業に対して絶縁措置を講じているが、PEFCでは当該  
 企業のCoC認証を継続している。これは問題である。

**回答要旨:** PEFCのCoC認証企業が違法木材を管理木材に混入していることはあり  
 ません。

- 1 オーストリアのPEFCのCoC認証企業について、2015,6年当時ルーマニアにおける  
 違法伐採に関与しているのではないかとの疑義を持たれたことはありますが、その  
 後、認証機関が検証した結果、違法伐採に関する疑義が持たれるような事実は確  
 認されませんでした。

- 2 また、当該企業については、上記疑義が根拠となって、現在、FSCから絶縁措置を  
 受けていると聞いていますが、2017年9月のFSC理事会に提出された独立した専門  
 家による調査報告書においては、当該企業が違法な木材を扱ったことを示す根拠  
 は示されていないと理解しています。

**調査報告書へのリンク:** <https://ic.fsc.org/en/what-is-fsc/what-we-do/dispute-resolution/current-cases/holzindustrie-schweighofer-hs>

9

- 8 インドネシアのIFCCのCoC認証を取得している2つの大手紙企業について、昨年から  
 今年度にかけて泥炭地管理に関する規制違反が報道され、政府による是正措置が  
 適用されているが、IFCCによる当該紙企業に対するCoC認証の停止や一時凍結措  
 置が確認できないが、これは問題ではないか。また、これらの紙企業に関しては、土  
 地紛争も長年続いており、多数発生しているにもかかわらず、何ら措置がとられてい  
 ない。これは問題である。

**回答要旨:** 認証の審査について不服のある者は誰でも、IFCCの定める不服申し立て  
 手続きに従い、具体的な根拠を付して申し立てを行うことができます。

申し立てを受けた認証機関は、ISO/IEC17065に基づき、透明性のある手続  
 きで対応する体制が確立されています。

10

9 PEFCの認証制度は、認証機関の審査状況を確認するための認定機関の能力が、FSCよりPEFCでは脆弱である。これは問題である。

回答要旨： 認定機関の能力を含め、制度の信頼性については、ISO方式を採用するPEFCこそ盤石といえます。

- 1 PEFCの場合、国際認定フォーラム(IFA)の加盟メンバーである認定機関が認定業務を実行します。  
(原則として各国に一つであり、日本は「日本適合性認定協会(JAB)」)
- 2 認定機関自身の技量と質については、IAFの相互承認協定(MLA)に基づき、国際IAFが指定する他国の認定機関代表による厳正な審査を受けます。IAF 相互承認メンバーは、相互承認後4年毎に再評価を受けます。
- 3 認定機関は、スキームオーナーが策定する認証機関が満たすべき要件に基づき、認証するために必要な能力や資質、そして独立性などに関して厳格に審査し、認定します。
- 4 PEFC認証制度においては、以上のように、独立した認定機関による認証機関に対する厳しい審査・監査体制を保持し、認証機関の適正な認証業務の遂行を担保しています。

11

10 マレーシアのPEFC認証(MTCC)に基づき認証された木材については非常に問題がある。

回答要旨： 該当の合板は審査の結果認証品として認められたものであり、特定の国や企業の製品であることを理由に問題があると主張することは不適切と考えます。PEFC認証材・製品について問題があると考える者は、その解決のためにもPEFCの正式な手順にしたがって苦情を申し立てるべきです。

- 1 PEFC認証材・製品については、PEFC認証規格に適合していることを認証機関が厳格に審査しています。
- 2 なお、特定のPEFCの認証材・製品の認証規格との適合性について疑義がある場合は、関係国の認証機関に対し具体的な根拠を付して申し立てれば、認証機関はISO/IEC17065に基づき透明性のある手続きで対応する体制が確立されています。

12

11 SGEGの先住民(アイヌ)の規格はPEFC認証規格に適合していないのではないか。現に、今回、SGEGのPEFCとの相互承認に当たって条件が付されていると聞いている。

回答要旨：当該条件についてはすでに満足されています。

1 アイヌ関連規格については、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもとに、関連する国際条約や国内法を尊重・遵守するとともに、国際及び国内慣習法に基づく諸権利に十分留意しつつ、FPIC(自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行い、アイヌ民族の諸権利の保全を図ることとしています。

2 2017年6月のPEFCとの相互承認以降においても、北海道アイヌ協会との協議等を通じて、アイヌ民族に対する理解を深め、運用規定の一部改正を行い関係規格の適切な実施に努めています。なお、2016年8月付でPEFCとの相互承認に当たって条件が付されましたが、2017年10月付で、SGEG森林認証規格はPEFC国際認証規格に適合している旨認められています。

3 今後においても、北海道アイヌ協会とは協議を重ねると共に、謙者の意見も聴き、先住民としてのアイヌ民族について一層の理解を深め、先住民としての慣習等の諸権利が保全され、その尊厳が守られるよう努めていくこととしています。

13

12 PEFCの管理材は、理論上、競争のある供給源を避けることとなっているが、地域やサプライヤーによってはこのシステムは概ね信頼できない。また、国の統治や法執行が不十分な国のPEFC認証は信頼性が確保できていないのではないか。

回答要旨：管理材のDDSにおいては、腐敗指数の低い国からの原材料については「高リスク」として、リスク軽減措置を求めています。

管理材のDDSの実施に当たっては、

- ①由来のレベルで「国別の腐敗認識指数(CPI)が50以下の国」や「森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている国・地域」等、及び
- ②供給連鎖レベルで、「該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠」等

に該当する場合は、情報を収集・分析してリスク評価を行い、是正措置を講じてもなお極小リスクとして分類できない場合には市場出禁止の措置を講ずることとしています。

14

13 PEFC認証はプロセスを重視するものであり、(FSCと違って)パフォーマンスが十分保証されるものではない。

回答要旨: PEFCにおいてもFMおよびCoCのパフォーマンスは保証されています。

- 1 PEFCの森林管理(FM)認証を実施する認証機関は、多くの場合ISO/IEC 17021-1、即ち、「マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に関する認定規格」に基づき、認定を受けているが、認証機関のFM認証に当たっては、FM認証規格の求める具体的な森林管理に対する要求事項について、その適合性を審査することとしており、森林管理のパフォーマンスは保証されています。
- 2 また、PEFCのCoC認証を実施する認証機関は、ISO/IEC 17065、即ち、「製品認証機関に関する認定規格」に基づき認定を受けており、認証機関は、まさしくCoC認証規格の求める具体的なCoC認証企業の認証材管理について、その適合性を審査することとしており、CoC管理のパフォーマンスは保証されています。

15

14 PEFCとFSCで対応や見解が異なるようなものは最初から排除すべきである。

回答要旨: PEFCもFSCも、世界で専門家を含む非常に多くのステークホルダーが支持しています。PEFCを支持するステークホルダーは、あるべき森林管理の方法に関する考え方が世界で唯一であるべきとは考えていません。関係者による持続可能な森林管理の推進のための努力や成果、またそうした多数の支持者の存在を無視するのではなく、共に有効な方法として捉えていただきたい。

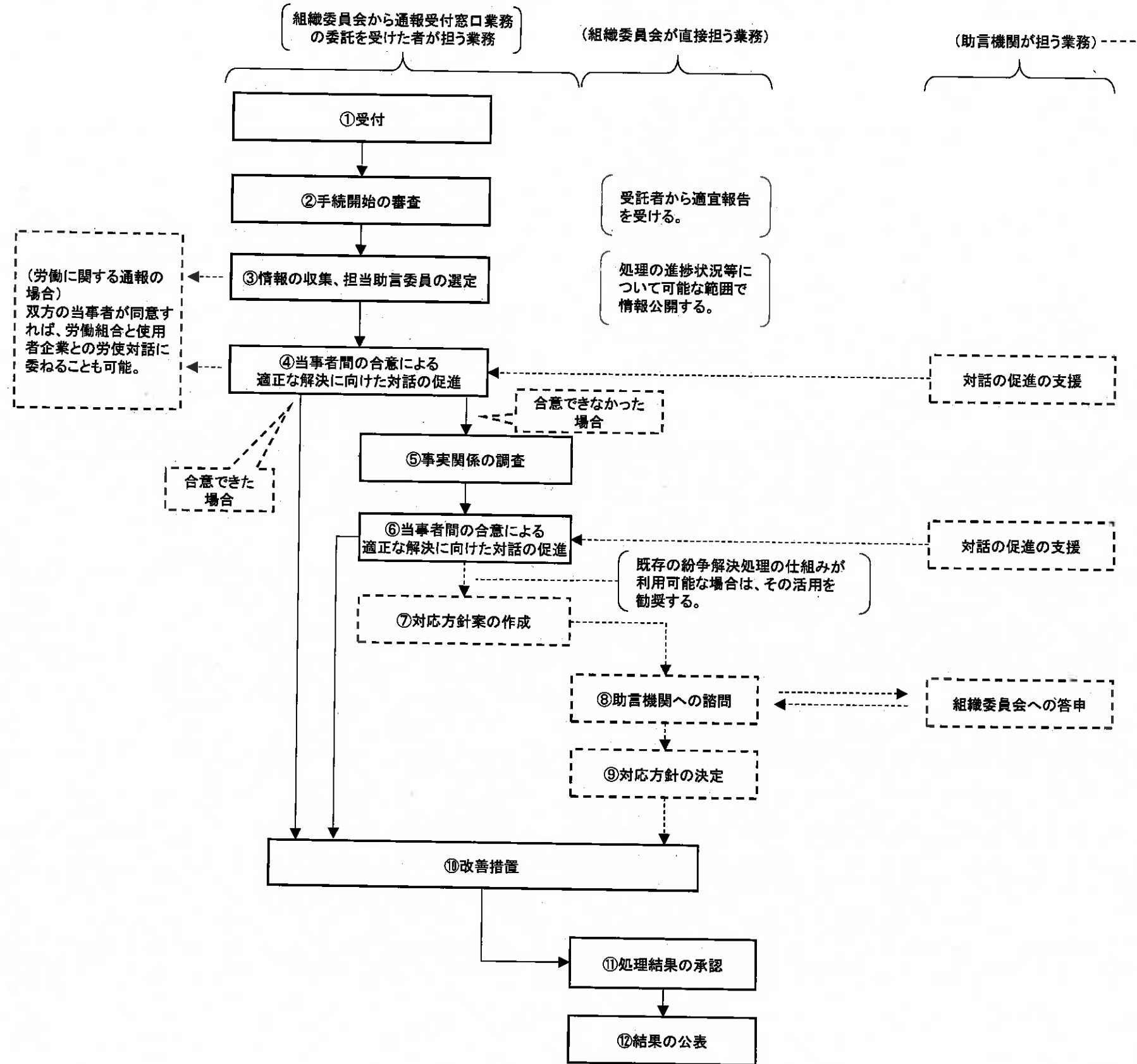
- 1 PEFC森林認証制度は、国際的に広く認められているISOの原則を採用するとともに、世界の149か国の政府が支持する持続可能な森林管理のための「政府間プロセス基準」を森林管理のベースとし、各国の独自性を重要視するグローバルかつローカルな国際森林認証のネットワークを構築することを目標としています。
- 2 各国の認証制度との相互承認に当たっては、PEFC国際規格の水準に適合することを、独立したプロの審査員が300以上の要求事項に照らして、透明、公開、公正かつ厳格に検証しています。
- 3 このようなシステムの下、現在PEFCには世界49ヶ国の森林認証制度が加盟し、そのうち38カ国の森林認証制度が相互承認され、認証森林面積は約3億4百万haと、世界最大の森林認証制度として世界の多くの方々から支持をいただいています。この事実を十分踏まえてPEFC認証制度について評価をして頂きたいと考えています。

16

「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口の概要

- 組織委員会は通報受付窓口を設置。運営の大部分は外部機関に委託。
- 違反者にペナルティを課すことが目的ではなく、当事者間の建設的な対話を促し、双方の合意の下で改善が図られることを目指す。

- 【説明】
- ・メールによる受付(書面主義)
  - ・メディアによる指摘についても具体性の高いものは通報があった場合と同様に扱う。
  - ・スコープ内の案件(組織委員会の調達案件に関する通報)として処理手続を開始するか審査する。
  - ・通報者、被通報者等から情報を収集・整理
  - ・担当助言委員を組織委員会と協議の上選定し、調達WGの承認を得る。
  - ・収集した情報を基に事実関係を整理し、その内容に当事者が合意するよう対話を促す。
  - ・中立な立場で事実関係を調査。
  - ・論点を示しつつ、当事者の合意に向けて対話を促す。
  - ・双方の主張を整理し、対応方針の案を作成。
  - ・対応方針案について、助言機関に意見を求める。
  - ・対応方針を決定する。
  - ・組織委員会は、改善措置計画の提出、改善実施後の報告等を求める。また、改善結果について通報者に通知。
  - ・事務作業は受託者が実施。
  - ・組織委員会は処理結果の報告を受け、問題がなければ承認する。
  - ・通報受付の結果の概要を組織委員会のHPで公表。



＜助言機関＞

- ・組織委員会は、助言機関の委員として、法律、環境、人権、労働その他の分野の有識者を選任する。委員の選任に当たっては、調達WGに諮る。
- ・個別の案件に対して、委員1名以上(弁護士を1名以上含む。)を担当として選任する(調達WG委員の過半数の承認を得る)。

(持続可能な調達ワーキンググループ)

- ・組織委員会より通報の受付・処理状況について報告を受け、通報受付窓口が効果的に運用されるよう組織委員会に助言する。
- ・助言機関の委員の人選について審議する。

提出者記号	番号	該当部分	ご意見の内容	理由等	回答(案)
A	1	All	While we approve of the steps that have been taken so far by the TOCOG to develop a Sustainable Sourcing Code and Grievance Mechanism, we remain extremely concerned at the limited scope of the GM, with regard to covering the projects related to Tokyo 2020 construction efforts. We understand that TOCOG's construction projects are limited to around 30 temporary venues, while the permanent venues - the Olympic Aquatics Centre, the Ariake Arena, the Sea Forest Waterway, the Canoe slalom venue, the Dream Island Archery Field and the Musashino Forest Sports Centre - will be constructed by the Tokyo Metropolitan Government and the New National Stadium will be built by the Japan Sports Council.	While we understand the necessity of having a division of labour with regard to the management of these projects, this in no way justifies a division of responsibility. It is in no way justifiable to uphold different degrees of access to justice on one Olympic construction project to another Olympic construction projects. There are of course, contractual relationships that exists between TOCOG and TMG and JSC, and we wish to see these relationships extend to include the coverage of what is included in the Sustainable Sourcing Code and GM. We are concerned that some of the largest and most labour-intensive construction projects will be excluded from these standards. We see this as in contravention to the stipulation of the Olympic Charter that rights and freedom are to be enjoyed "without discrimination of any kind, such as race colour, sex, sexual orientation, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status." In this instance the relevant "other status" for discrimination is the commercial relations, i.e. which commercial actor within the broader Olympic framework is the project holder for the particular construction project. All workers involved in Olympic construction projects contribute to the success of the event, and all should have equal access to justice by way of the proposed GM.	調達コード自体が、組織委員会の調達案件に適用するものとして策定したものであるため、本通報受付窓口についても、組織委員会による調達案件に係る調達コードの不遵守について受付・処理するものとして設置します。
A	2	1	The proposed GM structure notes that only written reports can be accepted by the GM, arriving by email. There are no languages specified.	Restricting the inclusion of only written complaints by email imposes a number of barriers on working people to be able to submit complaints and effectively engage the GM. Many people working on construction, wood and forestry and building materials supply chains have only limited education, and some are unable to read and write. This will include many migrant workers from countries across the Asia-Pacific region (and perhaps even more broadly than that). Given the documented history of migrant worker violations in Japan, it is critical that TOCOG takes measures to ensure that migrant workers ensure the same access to justice as other workers. On top of that there are language difficulties to consider - if complaints are to be submitted in written form only then TOCOG must stipulate which languages are acceptable for submission. It should also be understood that not all workers will have the means of access to an email address to be able to submit written reports. Accordingly we recommend that alternative provision is made, for example a free telephone service to submit complaints, and perhaps a physical office in Tokyo where workers and other individuals can submit their complaints in person.	通報については、虚偽の通報を防止し、かつ、本窓口のスコープに該当するものか迅速かつ効率的に判定できるよう、具体的かつ十分な情報に裏付けられていることが必要であるため、通報用のフォーマットを定めた上で、メール(またはウェブサイト)を通じて提出いただくことを予定しています。言語は少なくとも日本語及び英語で対応できるようにする予定です。ご提案の電話や事務所訪問による通報については、追加的なコストが生じることもあり、今後の検討課題とさせていただきますが、当面、読み書きのできない労働者については、労働組合等からの支援も活用して通報することを検討していただきたいと思います。
A	3	All	There are no time periods stipulated in the GM.	It is critical that the GM be designed with built-in mechanisms to ensure that cases are progressed in a timely manner, so workers and other stakeholders can access justice without delay. Violations should not be delayed simply because the address complex, difficult or controversial issues. We think it is appropriate that each stage of the GM process has a maximum time period (for many of these they will be short), and that the entire process should also have a maximum time period stipulated. We also accept that in some exceptional cases there could be a need for exceptions to these time periods, however building maximum periods into the mechanism provides for a more stable system throughout.	組織委員会は通報を迅速かつ効率的に処理することを目指します。様々な通報が想定される中で、処理期間を保証することは困難と考えていますが、関係者にとっての予測可能性を高める観点から、標準的な想定処理期間を示すことを検討してまいります。
A	4	9	The terms of available resolution must involve monetary compensation in relevant cases.	The GM proposal that we have received does not stipulate what form a "resolution" can take, but we are concerned that it will be confined to non-monetary terms. With particular regard to labour issues, some of the most common issues that occur in the construction industry are the delay or non-payment of wages. This is very common in Japan, where the construction industry is characterised by elaborate layers of subcontracting, and workers wages' often get lost amidst the layers of subcontracting. For firms within this chain it is easy to blame the other companies higher up in the supply chain, and workers have little recourse. An effective GM must have the ability to respond to these issues and demand firms in a subcontracting supply chain pay back lost or delayed wages. On top of this, we also think it is important to ensure that in some instances workers and other stakeholders that have been wronged can receive compensation over and above the violation they have endured (which for firms will also have a punitive character to discourage future wrongdoing) to compensate for any further hardship suffered as a result of that violation. This is particularly important for migrant workers who are often subject to various forms of debt bondage, a situation which is grossly exacerbated by violations such as unpaid wages, making the process of debt servicing much more difficult. This often compels workers to work longer and longer hours, leading to issues like mental and physical fatigue and unsafe worksites that can result on more accidents. In a country like Japan where a culture of toxic overwork is widespread, this is an issue of particular concern.	様々な通報があり得ることから、改善措置の内容については、金銭による補償(未払賃金の支払いなど)を含め、案件の内容に応じて個別に判断する必要があると考えています。

A	5	All	We would like to request that a role on the GM Advisory Group is reserved for us.	As the global union for workers in the construction, wood and forestry, building materials and allied sectors, with more than 13.2 million members in 130 countries, we are the most representative global organisation to cover labour issues in these sectors. We have a particular focus on working with our affiliate unions to organise workers in global sports events like the Olympics, including in Rio de Janeiro, Sochi, London and Pyeongchang, as well as FIFA World Cup projects in Brazil, Russia and Qatar. Through our vast experience on these issues and our close connection to affiliates and other partners across the globe, we are an appropriate actor to include with the constituency of the Advisory Group on construction labour issues and their associated supply chains.	助言機関は中立性・公平性が重視される機関であるため、その委員については、特定の組織を代表する者ではなく、専門的知見を有する者を個人の資質に基づいて任命することが適当と考えています。
B	1	"The objective of this framework..."	The framework of the grievance mechanism heavily relies on "mutual agreement" among the parties concerned. Mediation can present many barriers for affected parties to file a grievance, especially vulnerable populations. Unless the TOCOG is the subject of a particular complaint, it should provide for the possibility of a role for the Contractor and the Advisory Group to arbitrate a decision in the dispute resolution, taking into account the sensitivities of at-risk groups. If TOCOG is the subject of a complaint, the mechanism should provide for adjudication by a legitimate, independent third-party mechanism.	This mechanism should accord with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights (UNGPs), particularly Guiding Principle No. 31 and its commentary, which enumerates the Effectiveness Criteria for Non-Judicial Grievance Mechanisms, including for Operational-Level Mechanisms: legitimate, accessible, predictable, equitable, transparent, rights-compatible, and based on engagement and dialogue.	本通報受付窓口では、第一に当事者間の合意に基づく適正な解決を目指すこととしていますが、当事者が合意できない場合には、最終的手段として、組織委員会が対応方針を判断することとしています。また、通報が中立・公平に処理されるよう、独立した助言機関への諮問を行う等の措置を取り入れています。
B	2	Timeline for further public comment & mechanism launch	The 2-week comment period for the grievance mechanism has been too short, especially considering the detailed documents are only available in Japanese. What is the timeline Tokyo 2020 has defined for public consultation on details of the grievance mechanism design, establishing the Sustainable Sourcing Working Group, selecting the Advisory Group, soliciting bids for the grievance mechanism contract, and launching the mechanism?	TOCOG should allow for additional time for review and comment by experts and stakeholders, including non-Japanese-speaking sources. As preparations and procurement for Tokyo 2020 accelerates, establishment of the grievance mechanism becomes increasingly time sensitive. However, the creation timeline should allow sufficient opportunity for stakeholder consultation to get the mechanism right.	持続可能な調達WGについては、2016年8月に設置されたマルチステークホルダーの会議体であり、これまで調達コードの策定や通報受付窓口の構築について検討してきました。今後は、運用に係る手続文書等について策定するとともに、助言機関の委員の選定を進めてまいります。その上で、2018年春に通報受付窓口の稼働を開始することを目指しています。
B	3	Whistleblower protection	How will the mechanism protect whistleblowing from retaliation for using the grievance mechanism?	Fear of reprisals for filing a grievance is a major barrier to access to remedy and should be addressed in the design of the grievance mechanism.	通報者が通報を理由とした不利益な取扱いから保護するため、通報者の秘密が適切に扱われるよう運用に係る手続文書等で定めることを検討してまいります。
B	4	"(1) Acceptance of a report"	Grievance mechanisms must be accessible to be acceptable. Unless all affected groups are aware of and able to access the Tokyo2020 grievance mechanism, it will fail to serve the most vulnerable within its supply chain. How will the grievance mechanism or Tokyo 2020 make available the information and tools needed for aggrieved parties to submit a report and otherwise utilize the mechanism? How will the mechanisms design ensure that affected groups have the privity/standing to bring a claim? How will Tokyo 2020 provide escalation mechanisms to alert the appropriate parties of adverse human rights impacts directly and indirectly linked to Tokyo 2020's business operations and relationships?	According to the UNGPs, a grievance mechanism can only serve its purpose if the people it is intended to serve know about it, trust it, and are able to use it. At-risk groups and individuals who are not party to the procurement contracts but are still affected by the conduct of these business operations must still have access to the information and capabilities needed to submit a report under this grievance mechanism. Barriers to access may include a lack of awareness about the mechanism, language, literacy, costs, physical location, and fears of reprisals.	通報受付窓口については組織委員会のホームページに概要を掲載するなど、幅広い情報提供に努めてまいります。
B	5	"(2) Confirmation of the report"	The criteria and justification for the decision on whether or not a case is within scope should be transparent to the parties concerned and to trusted third parties who can review the decision.	Transparency regarding the criteria used to decide whether a reported case is within scope of the mechanism and how it is applied in individual instances will help demonstrate the legitimacy of the mechanism and retain broad trust.	本通報受付窓口については、組織委員会が発注する物品・サービス等の製造・流通等における調達コードの不遵守を対象としています。また、通報の処理状況に関する情報を公表することで透明性の確保を図ってまいりたいと考えています。さらに、本窓口の運用状況についてはWGに報告し、効果的・効率的な運用に向けた助言を得ることとしています。
B	6	(3) - (9)	The procedure should have a predictable time frame for each stage, provide clarity on the types of process and outcome available, and offer means of monitoring implementation. The mechanism should seek to address the imbalance between business enterprises and affected stakeholders who lack access to information, expert resources, and financial resources.	Ensuring that parties to the grievance mechanism cannot interfere with its fair conduct is important to building stakeholder trust in the process and its outcomes.	今後、運用に係る手続文書等を策定する中で、標準的な想定処理期間や処理手続きの詳細などを示せるようにしたいと考えています。



B	7	(10) - (12)	The procedure should engage affected stakeholder groups in the improvement plan and stakeholder implementation stage, including consultation with the Contractor and the Advisory Board and Working Group.	According to the UNGPs, to be effective, operational-level grievance mechanisms should consult the groups for whose use they are intended on their design as well as performance. These groups should include vulnerable populations and marginalized individuals at risk within the supply chain, as determined after conducting rigorous and continuous human rights due diligence.	通報の処理に当たっては、当事者間で建設的な対話が効果的に実施され、また双方の合意に基づく改善が適切に実施されるよう必要な対応をとってまいります。
B	8	Gaps in the proposed mechanism	Complaints are not a source of shame, but a sign of success. The test of an effective grievance mechanism is not what TOCOG says it will do, but what it actually does. Overly restricting the grievance mechanism to a narrow interpretation of the scope of the Sourcing Code will result in unaddressed negative impacts of activities associated with the Games.	No mega-sporting event is 100% free of human rights harms—the test of an effective grievance mechanism is an abundance of complaints filed and regular public report on how they are addressed	本通報受付窓口が十分活用されるよう、周知に取り組んでまいりたいと考えています。
C	1	All	Grievance mechanism must cover procurement by all Tokyo 2020 Olympic authorities: Tokyo 2020, JSC, and TMG.	We and other organizations have communicated complaints about the use of timber in the construction of the New National Stadium. A grievance mechanism that is exclusive to Tokyo2020 will not address our concerns.	調達コード自体が、組織委員会の調達案件に適用するものとして策定したものであるため、本通報受付窓口についても、組織委員会による調達案件に係る調達コードの不遵守について受付・処理するものとして設置します。
C	2	1	Complaints should not be limited to written submission by email. Tokyo2020 should also accept complaints delivered to a designated physical address and designate a hotline. It should also allow for anonymous complaints.	Many individuals and communities that experience harm through supply chain activities in developing countries do not have ready access to the web. While written submission by email can be noted as a preference, we urge that other means be made available in the case that email is difficult for the potential complainant.	通報については、虚偽の通報を防止し、かつ、本窓口のスコープに該当するものが迅速かつ効率的に判定できるよう、具体的かつ十分な情報に裏付けられていることが必要であるため、通報用のフォーマットを定めた上で、メール(またはウェブサイト)を通じて提出いただくことを予定しています。ご提案の郵送や電話による通報については、追加的なコストが生じることもあり、今後の検討課題とさせていただきますが、当面、読み書きが難しい等の場合については、NGO等からの支援も活用して通報することを検討していただきたいと思います。通報の受付においては、その後の連絡のため、通報者の氏名や連絡先を提出いただく必要がありますが、その後のプロセスにおいては、通報者の希望を踏まえて、通報者に係る情報を非公表とする対応ができるようにします。
C	3	5	As with the London Olympics, the investigation should be conducted by an independent investigator. Complainants should be given the option of participating/observing in the investigation.	We understand that the London Olympics assigned an independent investigator, and doing otherwise would be a step back. An independent investigator would preferable over an investigation by the contractor in order to ensure neutrality and competence in the issues raised by the complainant. Many complaint mechanisms also allow complainants to participate in the investigation, in order to ensure all issues raised are thorough investigated.	事実関係の調査については、本通報受付窓口の受託者が実施することとしていますが、中立性や客観性に留意して実施することを求めています。ご意見にある調査への通報者の参加については、中立・客観的な立場から調査するという趣旨を踏まえて個々に判断すべきものと考えています。
C	4	8	Proposed resolutions must be consulted with the parties and be subject to further consultation, with the aim of achieving satisfaction by the complainants.	The Guiding Principles on Business and Human Rights notes it is essential that resolutions are to the satisfaction of complainants. It is concerning that the proposed framework implies a resolution will be imposed on the parties. We urge that any proposal for a resolution be sufficiently consulted with the parties in order to ensure that parties are satisfied with the outcome.	本通報受付窓口では、第一に当事者間の合意に基づく適正な解決を目指すこととしていますが、当事者が(助言機関からの助言も受けつつ)複数回の対話を経ても合意できない場合に、最終的な手段として、組織委員会が、助言機関に諮問した上で、対応方針を判断することとしています。また、対応方針案の作成に当たっては、受託者がそれまでの対話や事実調査の結果を踏まえて作成します。したがって、この段階に至るまでに当事者の意見の聴取は十分に図られており、改めて当事者に意見を求める必要性は低いと考えています。
C	5	10	Improvement plans must allow for the monetary compensation and exclusion of specific suppliers where there is a clear breach of the Sustainable Sourcing Code.	Many issues occurring in the supply chain, i.e. delayed wages or failure to implement agreements with companies, warrant monetary compensation. We urge that this be included as an option. Suppliers that are found to be violating the Sourcing Code should be excluded from doing further business with Tokyo2020 as one bad behavior is often indicative of other issues with the company, and continuing to do business with them can pose a significant reputation risk to the Olympics.	様々な通報があり得ることから、改善措置の内容については、金銭による補償(未払賃金の支払いなど)を含め、案件の内容に応じて個別に判断する必要があると考えています。調達コードにおいては、サプライヤーやそのサプライチェーンにおいて不遵守がある場合に、まず当該事業者者に改善を求めることとしており、その上で改善が図られない場合には当該事業者の使用停止等も含めて個別に検討すべきものと考えています。

C	6	All	The grievance process must be transparent by establishing a publicly available complaints tracker whereby each phase of the complaint is publicly reported, in addition to the final outcome. Where complainants request confidentiality, this should be respected.	Transparency is critical for accountability and is a core aspect of the Guiding Principles. We urge you to not leave complainants in the dark.	通報案件については、その処理の進捗状況を可能な範囲で公表する予定です。 通報の受付においては、その後の連絡のため、通報者の氏名や連絡先を提出いただく必要がありますが、その後のプロセスにおいては、通報者の希望を踏まえて、通報者に係る情報を非公表とする対応ができるようにします。
C	7	All	The proposed Advisory Group that will oversee the grievance process must have the expertise relevant to assess compliance with various aspects of the Sustainable Sourcing Code.	Given the proposed role of this Advisory Group, it is important that they have sufficient expertise to evaluate the issues and the proposed resolution. Oftentimes grievance processes do not function well when people involved in the grievance process do not have sufficient expertise.	助言機関の委員については、十分な専門的知識を有する者を個人の資質に基づいて任命する必要があると考えています。
C	8	All	The grievance process must be predictable to complainants by setting clear time frames for each phase of the process.	Similar to the point on transparency, it is critical that the grievance process is predictable for complainants. Harms also must be addressed in a timely manner, so it is important that there is a clear procedure in place on what timeframe the complaints will be resolved.	組織委員会は通報を迅速かつ効率的に処理することを目指します。様々な通報が想定される中で、処理期間を保証することは困難と考えていますが、関係者にとっての予測可能性を高める観点から、標準的な想定処理期間を示すことを検討してまいります。
D	1	「②手続き開始の審査」の説明「スコープ内の案件(組織委員会の調達案件に関する通報)として処理手続を開始するか審査する」	通報受付窓口の対象は組織委員会の調達案件のみに限定すべきではなく、すべてのオリンピック関連の調達を対象とすべき。例えば、新国立競技場(日本スポーツ振興センター)や東京都が調達するモノ・サービスなど。	2020年東京大会において持続可能性を実現するという目標を達成するためには、組織委員会だけでなく、東京都や国など関係者すべてを含んだ取り組みが不可欠だから。	調達コード自体が、組織委員会の調達案件に適用するものとして策定したものであるため、本通報受付窓口についても、組織委員会による調達案件に係る調達コードの不遵守について受付・処理するものとして設置します。
D	2	「①受付」の説明「メールによる受付(書面主義)」	通報受付は書面にのみ限らず、電話等の窓口を設け、匿名での通報を受け付けられるように仕組みを整えるべき。	通報する側が、通報によって不利益を被らない形でより多くの通報を受け付けるため。	通報については、虚偽の通報を防止し、かつ、本窓口のスコープに該当するものか迅速かつ効率的に判定できるよう、具体的かつ十分な情報に裏付けられていることが必要であるため、通報用のフォーマットを定めた上で、メール(またはウェブサイト)を通じて提出いただくことを予定しています。 ご提案の電話等による通報については、追加的なコストが生じることもあり、今後の検討課題とさせていただきますが、当面、読み書きが難しい等の場合については、NGO等からの支援も活用して通報することを検討していただきたいと思います。 通報の受付においては、その後の連絡のため、通報者の氏名や連絡先を提出いただく必要がありますが、その後のプロセスにおいては、通報者の希望を踏まえて、通報者に係る情報を非公表とする対応ができるようにします。
D	3	「⑤事実関係の調査」の説明「中立な立場で事実関係を調査」	調査は独立した第三者が行うのが望ましい。また、調査への参加または意見を述べる機会が通報者に与えられるべき。	調査の中立性ととも、通報者など被害を被る立場にある側の意見等が調査過程で十分に聞き取られる必要があるため。	事実関係の調査については、本通報受付窓口の受託者が実施することとしていますが、中立性や客観性に留意して実施することを求めています。 ご意見にある調査への通報者の参加については、中立・客観的な立場から調査するという趣旨を踏まえて個々に判断すべきものと考えています。
D	4	「⑧助言機関への諮問」の説明「対応方針案について、助言機関に意見を求める」	対応方針案については、通報者を含む関係者にも意見を求める機会を設けるべき。	通報者など被害を被る立場にある側の意見等が十分に反映されるため。	本通報受付窓口では、第一に当事者間の合意に基づく適正な解決を目指すこととしていますが、当事者が(助言機関からの助言も受けつつ)複数回の対話を経ても合意できない場合に、最終的な手段として、組織委員会が、助言機関に諮問した上で、対応方針を判断することとしています。また、対応方針案の作成に当たっては、受託者がそれまでの対話や事実調査の結果を踏まえて作成します。したがって、この段階に至るまでに当事者の意見の聴取は十分に図られており、改めて当事者に意見を求める必要性は低いと考えています。
D	5	「⑫結果の公表」の説明「通報受付の結果の概要を組織委員会のHPで公表」	すべての通報受付窓口に届けられた案件については、通報者に関する情報には配慮しつつ、最終結果だけではなく進捗段階ごとに情報公開をすべき。	適切なタイミングでの情報公開により類似案件等を未然防止等に貢献する。	通報案件については、その処理の進捗状況を可能な範囲で公表する予定です。

(案)

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準 (仮称)

目次

1. 趣旨 .....	1
2. 目的 .....	1
3. 基本原則 .....	1
4. 実施体制 .....	1
5. 対象案件 .....	2
6. 通報者の要件 .....	2
7. 通報の受付期間 .....	2
8. 通報の手段 .....	2
9. 通報の内容 .....	3
10. 通報受付窓口における案件処理のプロセス .....	3
11. 情報公開 .....	6
12. 調達ワーキンググループへの報告 .....	6
13. 広報 .....	6

附則

1. 施行

別添

別添 XX：通報フォーム

別添 XX：検討フォーム

別添 XX：通知例

別添 XX：報告書記載例

別添 XX：対応方針案記載例

別添 XX：改善措置計画記載例

**公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会**  
**「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準**

## **1. 趣旨**

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京2020組織委員会」という）は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という）に係る通報受付窓口を設置するとともに、以下の業務運用基準を定める。

## **2. 目的**

調達コードに係る通報受付窓口は、以下の目的のために設置される。

- (1) 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、それらの迅速な解決に向けた必要な対応を、公平且つ透明性をもって実施すること。
- (2) 調達コードの不遵守を理由として生じた問題に関して、当事者（通報者及び被通報者等）の合意に基づき適正な改善が図られるよう当事者間の建設的な対話を促進すること。

## **3. 基本原則**

本業務運用基準は、「ビジネスと人権に関する指導原則」において「非司法的苦情処理の仕組みの実効性基準」として示されている、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続可能な学習源、関与と対話を基本原則とする。

## **4. 実施体制**

### **4.1. 東京2020組織委員会**

東京2020組織委員会は、上記「2. 目的」を達成するため、「3. 基本原則」に基づき、調達コードに係る通報受付窓口を設置し、その運用業務を実施する。

### **4.2. 助言機関**

東京2020組織委員会は、通報受付窓口設置にあたり、その中立性・公平性を高めるため、有識者で構成される助言機関を設置する。助言機関は、個々の通報案件の処理にあたり、中立の立場から助言等を行う。助言機関の設置及び運営に関する要綱は別途定める。

### **4.3. 持続可能な調達ワーキンググループ**

持続可能な調達ワーキンググループ（以下「調達WG」という）は、通報受付窓口における通報の受付、処理等の状況について、東京2020組織委員会より報告を受け、通

報受付窓口が効果的に運用されるよう、組織委員会に助言する。また、助言機関の委員の人選について審議する。

## 5. 対象案件

本通報受付窓口では、以下の(1)及び(2)のいずれも満たす案件について取り扱うことができる。

- (1) 東京 2020 組織委員会の調達物品等に関する案件であり、且つ、調達コードが適用される調達物品等に関する案件
- (2) 調達コードを遵守しないことにより、現実に負の影響が生じる又は将来負の影響が生じる相当程度の蓋然性があると考えられる案件

ただし、以下に該当する案件は対象としない。

- (a) 他の紛争処理手続において係争中の案件であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であって、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要が無いと認められる場合
- (b) 一事不再理の観点から、過去の当該被害について本通報受付窓口業務における手続が行われている場合。ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りでない。
- (c) 悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、あるいは、競争有利を得るために作られた通報その他本通報受付窓口業務における手続を開始することが明らかに適切でないと思われる場合

## 6. 通報者の要件

- (1) 調達コードの不遵守の結果として、当該案件により負の影響を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）が通報を行うことができる。
- (2) 通報は、当該案件の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行うこともできる。ただし代理人を通じて行う場合は、通報者本人は特定されている必要があり、且つ通報者が代理人に対し授権していることが必要である。

## 7. 通報の受付期間

通報の受付期間は、○年○月○日から○年○月○日までである。

## 8. 通報の手段

通報は、日本語又は英語で、書面にて、東京 2020 組織委員会公式ウェブサイト上にて受け付ける。通報の書面には、以下「9. 通報の内容」にある情報を記載する必要がある。

## 9. 通報の内容

通報の書面には、以下の内容が日本語又は英語で記載されていることが必要である。なお、必要事項が正確に記載されていない場合は、確認に時間を要するため、処理開始までに時間がかかることがあり得る。

### (1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

※通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

### (2) 被通報者に関する情報

#### 1) 被通報者名

#### 2) 被通報者の所在地

#### 3) 東京 2020 組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品を特定するに足る情報（商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称等のほか、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等）

#### 4) 通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその社員）

### (3) 通報者に対して生じた現実の負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容

### (4) 通報者が考える調達コード不遵守の条項及び不遵守の事実

### (5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係

### (6) 通報者が期待する解決策

### (7) 被通報者との対話の事実

※当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載する。

### (8) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件、に該当するか否か

### (9) 代理人を介して通報を行う場合には、代理人を介して通報を行う必要性を記載し、通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

## 10. 通報受付窓口における案件処理のプロセス

### (1) 通報の受付

通報者は、上記「9. 通報の内容」を記載した通報を、書面で通報受付窓口に提出する。記載内容は、別添 XX：通報フォームに示す通り。

## (2) 処理開始案件の審査

東京 2020 組織委員会は、受け付けた通報について、上記「5. 対象案件」「6. 通報者の要件」「7. 通報の受付期間」「8. 通報の手段」及び「9. 通報の内容」に照らして処理を開始するか審査する。その際、別添 XX：検討フォームを活用する。東京 2020 組織委員会は、必要記載事項を満たした通報を受領後、原則として 5 営業日以内に、別添 XX：通知例に従い、通報者に対し処理を開始するか否かを通知する。ただし、受領した通報に必要な事項が記載されていない場合には、確認に時間を要するため、処理開始までに更なる時間がかかることがあり得る。通報の処理手続を進めない場合においても、その事実とその理由を書面で通知する。またその場合、東京 2020 組織委員会は、可能な範囲で、他の紛争処理メカニズムに関する情報を提供することができる。

## (3) 情報の収集、担当助言委員の選定

東京 2020 組織委員会は、上記(2)において処理を開始すると判定した案件について、通報者、被通報者等からそれぞれ情報を収集・整理する。その際、当事者の見解をバランス良く聴取し、「中立性」への信頼を損なわないよう、各当事者への個別ヒアリングを行うとともに必要関係文書入手し、論点を整理する。また、担当助言委員を選定し、調達 WG の承認を得る。

## (4) 当事者間による一次対話

東京 2020 組織委員会は、通報者と被通報者に対し、対話の手続方法（直接対面、電話会議、メールのやり取りによる対話等）と標準処理期間を通知するとともに、手続の進捗状況については随時当事者への連絡を行う。また、通報者と被通報者による対話の機会を設け、前項で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、通報者と被通報者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促す。担当助言委員は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援する。なお、労使間の対話等他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、当事者の意向等を確認した上で同メカニズムに委ねることができる。

一次対話によって解決した案件は、(8)改善措置等に従って処理する。東京 2020 組織委員会は、その結果及び必要に応じ改善措置に係る報告を、別添 XX：報告書記載例に従い取り纏める。

通報受領から一次対話完了までの標準処理期間は、およそ 1~2 ヶ月程度を目安と

する。ただし、案件の性質上、必要な場合には、更に処理期間がかかる可能性もある。

(5) 一次対話不調時の事実関係調査

上記(4)の一次対話を経て、対話が不調となった場合に、東京 2020 組織委員会は、通報に係る事項について、詳細調査を実施する。詳細調査では、上記(3)において入手できなかった情報を中心に、関係文献調査に加え、必要に応じ、現地調査を実施する。なお、現地調査では、通報対象に関連し当事者が対処した内容を確認する。また、必要に応じ、当該事案の専門家、弁護士、現地 NGO 等の第三者の知見を踏まえ、情報及び論点を整理する。

(6) 当事者間による二次対話

東京 2020 組織委員会は、通報者と被通報者による対話の機会を設け、上記(5)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、通報者と被通報者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促す。また、当事者の了解を得た上で、当該事案の専門家、弁護士、現地 NGO 等の第三者を対話に招聘する場合もある。担当助言委員は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援する。

二次対話によって解決した案件は、(8)改善措置等に従って処理する。東京 2020 組織委員会は、その結果及び必要に応じ改善措置に係る報告を、別添 XX：報告書記載例に従い取りまとめる。

(7) 二次対話不調時の対応方針

二次対話の不調のまま終了した場合には、東京 2020 組織委員会は、当該案件の経緯、通報者・被通報者双方の主張、及び調査結果要旨を整理した上で、対応方針案（別添 XX：対応方針案記載例）を作成する。また、同対応方針案について助言機関へ諮問し、助言機関はこれに答申する。東京 2020 組織委員会は、助言機関の答申を踏まえ、対応方針を決定する。

一次対話不調時の事実関係調査から対応方針決定までの標準処理期間は、およそ 3 ヶ月程度を目安とする。ただし、案件の性質上、必要な場合には、更に処理期間がかかる可能性もある。

(8) 改善措置等

東京 2020 組織委員会は、被通報者に対し、上記(4)又は(6)の合意内容、(7)における対応方針に基づいた改善等を求める。東京 2020 組織委員会は、被通報者に対し、改善措置計画の提出、及び、同計画の遂行状況やその改善結果に関する報告を求め



る。また、東京 2020 組織委員会は、改善結果について通報者に通知する。改善措置計画について、進捗の遅れや不作為があった場合には、東京 2020 組織委員会は、必要に応じて事実関係の確認等を行う。

#### (9) 通報案件の処理完了の判断

東京 2020 組織委員会は、被通報者から上記(8)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の通報処理プロセスが完了したことの判断を行う。処理の完了した案件は、関係者にその旨を通知する。

上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる等の場合には、東京 2020 組織委員会は、相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスが完了したと判断することができる。

なお、上記「5. 対象案件」にある要件及び「6. 通報者の要件」を満たさない情報提供や、通報ではないがメディアを通じて東京 2020 組織委員会にもたらされる情報等についても、調達コード不遵守の有無（可能性）及びその程度、不遵守により生じる負の影響の重大性、緊急性又は安全性等を考慮し、東京 2020 組織委員会の裁量により、本基準に定めるのと同様の手続によりその解決を図る場合がある。

### 11. 情報公開

- (1) 東京 2020 組織委員会は、そのウェブサイトにおいて、処理を開始した通報に関し、通報の概要、処理手続の状況、結果の概要を公開する。ただし、東京 2020 組織委員会は、処理を開始しない通報についても、公表することができる。
- (2) 上記(1)の情報は、それぞれの手続が終了次第速やかに公開する。なお、情報の公開にあたっては個人のプライバシー等に十分配慮する。
- (3) ウェブサイトで公開される情報の言語は、英語又は日本語を用いる。

### 12. 調達ワーキンググループへの報告

東京 2020 組織委員会は、通報処理案件について定期的に通報の受付状況、処理状況等を取りまとめ、調達 WG に報告する。

### 13. 広報

東京 2020 組織委員会は、本業務運用基準をウェブサイトに公開し、また、「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口のパンフレット等を作成・配布するなどして、通報受付窓口の存在・活動内容が広く認知されるよう努力する。

## 附則

### 1. 施行

本基準は○年○月○日より施行する。

## 通報受付窓口の運用に係る助言機関について（案）

## （役割）

- 通報受付窓口の運用に当たり、通報の処理における中立性・公平性を高めるため、中立の立場から、
    - ア 当事者が対話する段階において、円滑な合意形成を支援するため、必要に応じて当事者に対して助言すること
    - イ 組織委員会が対応方針を決定する段階において、組織委員会からの対応方針案の諮問に応じ、これに答申すること
- 等を行う。

## （委員）

- 法律、人権、労働、環境・開発、紛争解決、サプライチェーン管理その他持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有する者を、分野間のバランスを考慮して選任する。
- 2名以上の弁護士を含む計4名以上を委員として選任する。
- 委員は、所属する組織等を代表せず、個人として、また、公正中立の立場でその責務を果たす。
- 組織委員会は、委員の選任に先立ち、委員の人選案について、持続可能な調達ワーキンググループに意見を求める。

## （担当委員による対応）

- 通報の処理に当たり、当該通報の内容を踏まえ、助言機関の委員のうちから1名以上（弁護士である委員を含む。）を当該通報案件の担当委員として選定する。
- 担当委員の選定に当たっては、当事者との利害関係について確認する等、中立性・公平性が確保された構成となるよう努める。また、調達ワーキンググループの委員の過半数の了承を得る。
- 通報の処理状況に応じて、担当委員を追加することができることとする。
- 担当委員が複数の場合は、担当委員の互選により責任者1名を置く。担当委員は合議により助言等の対応を行う。